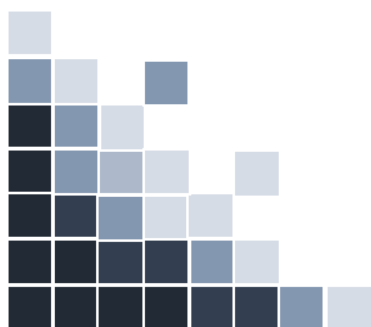


# 羽生市の教育に関する施策の大綱

(2024年度～2028年度)



令和6年3月

埼玉県 羽生市

## 目 次

1. 羽生市の教育の基本理念
2. 大綱策定の趣旨
3. 大綱の期間
4. 大綱の基本方針・基本目標

## 1. 羽生市の教育の基本理念

～「第3期羽生市教育振興基本計画」より～

将来の予測が困難な現代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、将来を担い、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていく上で、教育の使命は極めて重要です。

本市では、「第2期羽生市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）において、「豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育」を基本理念として掲げ、教育行政を推進してきました。この基本理念は、社会の変化への対応が求められるこれからの時代において、誰もが生涯を通して多様な学びで生きる力を育み、夢と希望が持てる社会の実現を目指す上での基本的な考え方として掲げられたものです。

第2期計画の終わりを迎え、5年先、10年先を見据えると、更なる少子高齢化や、グローバル化の進展、超スマート社会（Society5.0）の実現へ向けた、急速な技術革新など、大きな社会の変化が見込まれています。こうした状況において、第2期計画の基本理念の考え方は変わらず重要であり、「第3期羽生市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。）では第2期計画の基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

### 豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育

この基本理念は、第2期計画の基本理念を継承しつつ、社会の激しい変化への対応が求められる今において、学校・家庭・地域・スポーツなど、市民の誰もが多様な学び（豊かな学び）で生きる力を育み、生涯を通して夢と希望が持てる（輝く）社会の実現を目指すものです。

「豊かな学び」で、市民の一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、将来を担い、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていくことを目指していきます。

## 2. 大綱策定の趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、2014（平成26）年に「羽生市教育振興基本計画」を、2019（令和元）年に第2期計画を策定し、これらの計画に基づき、本市では様々な施策に取り組んでまいりましたが、教育を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした状況を踏まえ、第2期計画5年間の成果と課題を検証した上で、さらなる教育の振興を図るため、第3期計画を策定しました。

このことを受け、地方公共団体の長と教育委員会がより連携を強力なものとし、一体となって教育振興に係る施策を進めていくため、第3期計画の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱として位置付け、策定するものです。

## 3. 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。以降は「第3期羽生市教育振興基本計画」の見直しとともに新たな大綱を策定することとします。

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
羽生市の教育に関する施策の大綱(前大綱)	羽生市の教育に関する施策の大綱(本大綱)		羽生市の教育に関する施策の大綱(本大綱)		羽生市の教育に関する施策の大綱(本大綱)		羽生市の教育に関する施策の大綱(本大綱)		羽生市の教育に関する施策の大綱(次期大綱)	
第2期羽生市教育振興基本計画（前計画）										
国の第3期教育振興基本計画	国の第4期教育振興基本計画（現計画）					国の教育振興基本計画（次期計画）				

## 4. 大綱の基本方針・基本目標

～「第3期羽生市教育振興基本計画」より～

### ◇基本方針◇

本計画では、前述の基本理念を踏まえて、施策を実施していくに当たり、次の2点を基本方針として掲げて取り組みます。

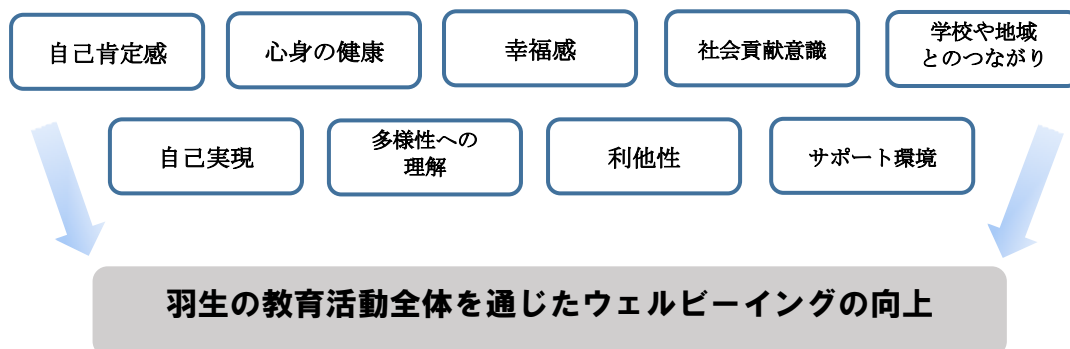
『知・徳・体・コミュニケーション能力』を地域とともに育みます。

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力、そしてコミュニケーション能力をバランスよく育てることが必要です。それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、学校・家庭・地域が一体となって生きる力を育み、一人一人が生涯にわたって学び、楽しみ、心のゆとりや豊かさを感じることができる社会を目指します。

羽生の教育に関するウェルビーイングの向上を図ります。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念です。

多様化・複雑化する現代社会の中で、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや社会貢献意識などの協調的な要素を一体的に育み、羽生の教育に関する一人一人のウェルビーイングの向上を図ります。



## ◆基本目標◆

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえ、今後5年間に取り組む5つの基本目標を掲げます。

### 基本目標Ⅰ 「学校力」 信頼される学校づくりの推進

教職員の指導力の向上、学校・家庭・地域の三者協働による教育活動の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進し、信頼される学校づくりに努めます。

### 基本目標Ⅱ 「学力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

子どもたちが生きる力を発揮して社会で活躍できるよう、特色ある教育を推進するとともに、基礎・基本の徹底を図り、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力の向上を目指します。

### 基本目標Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」

#### 道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

子どもたちの豊かな心を育むための道徳教育を推進するとともに、生涯にわたる人権教育を推進し人権を尊重する社会の実現を目指します。

また、健やかな体を育むため、食育・健康教育の充実を図ります。

### 基本目標Ⅳ 「地域力」 生涯学習の推進と文化活動の活性化

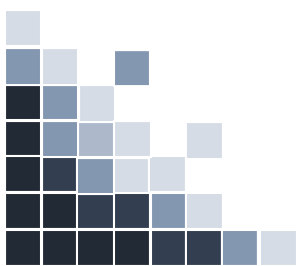
学びの環境を整え、市民のニーズに応える質の高い学習機会を提供するとともに、その成果を地域へ還元することができる生涯学習社会づくりに努めます。

また、郷土の文化や文化財を守り、次世代に伝えていくとともに、文化芸術活動の充実を図り、文化の発展を目指します。

### 基本目標Ⅴ 「スポーツ」 スポーツの振興と健康・体力の保持増進

市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、様々なスポーツ・レクリエーションを通して、市民の健康・体力の保持増進に努めます。





羽生市の教育に関する施策の大綱  
(2024年度～2028年度)

令和6年3月  
埼玉県 羽生市

